第16回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項

事業報告

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

第16期（2024年８月１日～2025年７月31日）

ラクスル株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第20回新株予約権	第22回新株予約権
発行決議日		2024年11月14日	2025年４月22日
新株予約権の数		80,490個	96,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 80,940株 (新株予約権１個につき 1株)	普通株式 96,200株 (新株予約権１個につき 1株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 1円 (１株当たり 1円)	新株予約権１個当たり 1円 (１株当たり 1円)
権利行使期間		2024年12月４日から 2029年12月３日まで	2025年５月30日から 2030年５月29日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 80,940個 目的となる株式数 80,940株 交付者数 132名	新株予約権の数 81,310個 目的となる株式数 81,310株 交付者数 138名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 交付者数 －名	新株予約権の数 14,890個 目的となる株式数 14,890株 交付者数 31名

(注) １．第20回新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の関係会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

(2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

２．第22回新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の関係会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

(2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①2020年６月18日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

	第１２回新株予約権 （有償ストック・オプション）
発行決議日	2020年６月18日
新株予約権の数	7,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　1,400,000株 (新株予約権１個につき　200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり12,100円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　318,000円 (１株当たり　1,590円)
権利行使期間	2022年11月１日から 2027年７月２日まで
行使の条件	(注)
割当先	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）及び従業員
当事業年度末における保有状況	新株予約権の数　6,935個 目的となる株式数　1,387,000株 保有者数　10名

(注) 行使の条件

(1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の関係会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

(2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) 本新株予約権者は、2022年７月期から2024年７月期までのいずれかの期における、当社の損益計算書に記載された売上総利益が、以下の①及び②に掲げる水準を満たしている場合に限り、以下の行使可能割合を限度に本新株予約権を行使することができる。

①売上総利益が68億円を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の30%

②売上総利益が77億円を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

②2022年11月17日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

	第14回新株予約権 （有償ストック・オプション）
発行決議日	2022年11月17日
新株予約権の数	1,925個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 385,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり7,800円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 311,600円 (1株当たり 1,558円)
権利行使期間	2023年11月1日から 2027年12月5日まで
行使の条件	(注)
割当先	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）及び従業員
当事業年度末における保有状況	新株予約権の数 1,600個 目的となる株式数 320,000株 保有者数 21名

(注) 行使の条件

(1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の関係会社の役員、顧問又は従業員のいずれかの地位にあること。

(2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) 本新株予約権者は、当社の連結損益計算書に記載された調整後EBITDAが、以下の期間に応じてそれぞれ掲げる水準を満たしている場合に限り、以下の行使可能割合を限度に本新株予約権を行使することができる。

①2022年8月1日から2023年7月31日までの期もしくは2023年8月1日から2024年7月31日までの期に調整後EBITDAが28億円を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%

②2023年8月1日から2024年7月31日までの期もしくは2024年8月1日から2025年7月31日までの期に調整後EBITDAが40億円を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の50%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

③2023年11月16日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

	第１８回新株予約権 （有償ストック・オプション）
発行決議日	2023年11月16日
新株予約権の数	8,770個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　877,000株 (新株予約権１個につき　100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり100円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり　139,100円 (１株当たり　1,391円)
権利行使期間	2028年11月１日から 2038年12月３日まで
行使の条件	(注)
割当先	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）
当事業年度末における保有状況	新株予約権の数　8,770個 目的となる株式数　877,000株 保有者数　１名

(注) 行使の条件

(1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の関係会社の役員、監査役または従業員のいずれかの地位にあること。

(2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) 本新株予約権者は、2027年８月１日から2033年７月31日までのいずれかの事業年度において、それぞれ下記に定める①から③の条件を達成した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

①調整後EBITDAが一度でも100億円を超過し、かつ、一度でも連続する30営業日のうち20営業日における１株当たり株価が8,500円（本新株予約権発行時点の発行済株式数で 算出される株式時価総額が約5,000億円）を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の20%

②調整後EBITDAが一度でも150億円を超過し、かつ、一度でも連続する30営業日のうち20営業日における１株当たり株価が12,000円（本新株予約権発行時点の発行済株式数で算出される株式時価総額が約7,000億円）を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の53%

③調整後EBITDAが一度でも200億円を超過し、かつ、一度でも連続する30営業日のうち20営業日における１株当たり株価が17,000円（本新株予約権発行時点の発行済株式数で算出される株式時価総額が約１兆円）を超過した場合

本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

④2024年12月12日取締役会決議に基づき発行した有償ストック・オプションの概要

	第21回新株予約権 （有償ストック・オプション）
発行決議日	2024年12月12日
新株予約権の数	2,800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 280,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり100円とする。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 111,400円 (1株当たり 1,114円)
権利行使期間	2027年11月1日から 2035年1月9日まで
行使の条件	(注)
割当先	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）
当事業年度末における保有状況	新株予約権の数 2,750個 目的となる株式数 275,000株 保有者数 35名

(注) 行使の条件

(1) 新株予約権行使時においても当社又は当社の関係会社の役員、監査役または従業員のいずれかの地位にあること。

(2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。

(3) 本新株予約権者は、当社の連結損益計算書に記載された調整後EBITDAが2027 年7月期（2026 年8月1日から 2027 年7月 31 日）の事業年度において 100 億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(4) その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

2．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要）

当社は業務の適正を確保するための体制として、2014年11月11日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っております。当該基本方針の内容は以下のとおりであります（最終改定決議　2023年8月1日）。

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、「コンプライアンス規程」を定める。

(2) 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、役職員の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。

(3) 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む「内部統制システムに関する基本方針」を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。

(4) 監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。

(5) 代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は定期的に代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同。）を関連資料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従って適切に保存し、管理する。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。

(2) リスク管理業務の主管部署はリスクマネジメントの状況を定期的に取締役会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行う。

(3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役社長を長とし危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

4．当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理・報告体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、子会社が効率的にその経営目的を達成できるよう管理及び支援を行う。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、連結子会社を有する場合には連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備につき「コンプライアンス規程」を定め、当該事項の実施状況につき定期的なモニタリング・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

また、必要に応じて、子会社の業務活動も内部監査部門による内部監査の対象とする。

5．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月１回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、効率的な業務執行を行うものとする。

(2) 取締役の職務執行を効率的に行うことを確保する体制として、取締役会の他、随時に経営会議を開催し、「職務権限表」に定められた金額範囲において経営方針や事業戦略を決定するものとする。

6．監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置く（監査等委員会を補助すべき取締役は置かない）。なお、使用人の任命、異動、評価及び指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

7．取締役及び使用人等（当社グループに所属する者を含む）が、監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人等は、業務又は業績に影響を与える重要な事項につき、その内容や業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、監査等委員会は必要に応じて、取締役及び使用人等に対し、適宜報告を求めることができるものとする。

(2) 内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「内部通報規程」に明記し、適切に運用するものとする。

8．その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。

(2) 監査等委員会は、企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見交換を行う。

(3) 内部監査部門は、監査等委員会との情報交換を含め連携を密なものとする。

(4) 監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。監査等委員がその職務執行につき、会社法第399条の２第４項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

9．財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役社長は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

10．反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、社会的責任及び企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。

(2) 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、警察等の外部専門機関と連携の上、毅然とした態度で臨むものとする。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社では、前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1．取締役会の職務執行

当事業年度において取締役会は13回開催され、取締役の出席の下、個別議案の決議及び報告だけでなく、重要な経営方針や事業戦略について議論を行っております。当社の取締役会は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む）7名を含めた取締役（監査等委員である取締役を含む）9名で構成されており、取締役会開催にあたり事前に資料を共有し、十分な審議時間を確保することで、社外取締役も含めた活発で実質的な審議が行われております。

2．コンプライアンス及びリスク管理

当社は、自己規律に基づく経営の健全性を確保することを目的として「コンプライアンス規程」等の社内規程を定め、個人情報保護、情報セキュリティ、インサイダー取引の他、法令遵守をテーマとした研修・情報発信を定期的に実施し、その周知徹底を図っております。加えて、違反行為等の早期発見とその是正、解決を通じて当社のコンプライアンス経営の強化に資することを目的とし「内部通報規程」を定め、当該規程に基づき内部通報制度を運用しております。

また当社は、リスクマネジメントの基本方針及び体制を「リスク管理規程」に定めており、定期的にリスクの調査及び再評価、リスク低減策の有効性評価を実施し、リスクの回避及び発生した場合のリスクの最小化に努めております。

3．内部監査の実施

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査部門を設けるとともに、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施しております。また内部監査部門は、監査等委員会及び会計監査人とも定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について三者間で情報を共有し連携を図ることで、監査の効率性と実効性の向上に努めております。

4．監査等委員の監査

監査等委員は監査等委員会で定めた監査計画に基づき、取締役会はもとよりその他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との面談及び従業員への質問等により、業務執行取締役の業務執行についての監査を実施しました。当事業年度において監査等委員会は14回開催され、監査等委員が相互に実施した監査の状況について情報共有したほか、内部監査部門及び会計監査人との連携により監査の効率性と実効性の向上に努めております。

3．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

4．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切に実施をしていくことを基本方針としております。

当事業年度において、2025年９月12日開催の取締役会にて、利益剰余金を配当原資とする１株3.0円の剰余金の配当を行うことを決議しております。加えて、2024年３月13日に公表いたしました「中期財務ポリシー」並びに「中期的なキャピタルアロケーション」の中で、５年間（2024年７月期～2028年７月期）で創出するキャッシュの10%（25億円）を下限とし、自己株式取得を主な手段とする株主還元方針を示し、当事業年度においては約７億円の自己株式の取得を実施いたしました。

翌事業年度以降につきましても、Quality Growth（利益とキャッシュ・フローを伴った成長）を継続し、利益成長に沿って安定的かつ継続的な株主還元を行う方針であります。

連結株主資本等変動計算書

（2024年８月１日から 2025年７月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,798	5,606	3,659	△1,001	11,062
当連結会計年度変動額					
新株の発行	115	115	－	－	230
剰余金の配当	－	－	△98	－	△98
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	2,702	－	2,702
連結子会社株式の追加取得による持分の増減	－	△1,884	－	－	△1,884
自己株式の取得	－	－	－	△700	△700
譲渡制限付株式報酬	5	5	－	－	10
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	－	－	－	－	－
当連結会計年度変動額合計	120	△1,763	2,603	△700	260
当連結会計年度末残高	2,919	3,842	6,262	△1,701	11,322

	その他の包括利益累計額			株式引受権	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	3,119	△1	3,117	123	1,375	15,678
当連結会計年度変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	230
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△98
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	2,702
連結子会社株式の追加取得による持分の増減	－	－	－	－	－	△1,884
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△700
譲渡制限付株式報酬	－	－	－	－	－	10
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	4	△7	△2	△28	67	37
当連結会計年度変動額合計	4	△7	△2	△28	67	297
当連結会計年度末残高	3,123	△8	3,114	95	1,443	15,976

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

・連結子会社の数　11社

・主要な連結子会社の名称　株式会社ラクスルファクトリー
株式会社ハンコヤドットコム
株式会社エーリンクサービス
ネットスクウェア株式会社
株式会社メーリングジャパン
ノバセル株式会社
株式会社ペライチ

(2) 非連結子会社の状況

・主要な非連結子会社の名称　RAKSUL VIETNAM COMPANY LIMITED
PERAICHI VIETNAM COMPANY LIMITED

・連結の範囲から除いた理由　非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数　1社

・主要な会社等の名称　ハコベル株式会社

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

・持分法を適用しない非連結子会社の名称　RAKSUL VIETNAM COMPANY LIMITED
PERAICHI VIETNAM COMPANY LIMITED

・持分法適用の範囲から除いた理由　持分法を適用していない非連結子会社はいずれも小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法適用の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3．連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

(1) 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、以下の会社は株式取得等により子会社となったため、連結の範囲に含めております。

・ネットスクウェア株式会社
・ラクスルバンク株式会社
・株式会社Elastic Infra
・株式会社メーリングジャパン

また、当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社Antooは、同じく当社の連結子会社であるノバセル株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

なお、当連結会計年度において株式取得により子会社となった株式会社オールマーケについては、同年度に当社の連結子会社であるノバセル株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(2) 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

4．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日	
株式会社ペライチ	9月30日	＊1
株式会社メーリングジャパン	9月30日	＊2
株式会社エーリンクサービス	10月31日	＊2

＊1　連結子会社の直近の四半期決算日である6月30日時点の仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に発生した連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

＊2　連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

当連結会計年度において、連結子会社である株式会社ハンコヤドットコムは、決算日を6月30日から7月31日に変更し連結決算日と同一にしております。この決算期変更に伴い、当連結会計年度における当該連結子会社の会計期間は13ヶ月となっており、決算期変更に伴う影響額は連結損益計算書を通じて調整しております。なお、この変更による当連結会計年度に与える影響は軽微であります。

5．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法であります。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法であります。

②棚卸資産

・商品及び製品　主として、先入先出法による原価法（収益力の低下による簿価切下げ法）であります。

・原材料及び貯蔵品　主として、総平均法による原価法（収益力の低下による簿価切下げ法）であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産　定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備について定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物	８年～18年
機械及び装置	３年～12年
工具、器具及び備品	３年～15年

②無形固定資産　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主要な事業の計上基準については以下の通りです。

なお、いずれの主要な事業についても、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

①調達プラットフォーム事業

当社グループの調達プラットフォーム事業における主要な履行義務は、事業領域ごとに以下の通りであります。

なお、いずれの事業領域も国内向けの販売であります。

・印刷ソリューション領域　　事業活動に使う紙への印刷物の販売
・ビジネスサプライ周辺領域　　ノベルティグッズや印鑑などモノに関する印刷物・加工品の販売や付随するサービスの提供
・梱包材領域　　段ボールや紙袋などの梱包材の販売

これらにおける履行義務を充足する通常の時点は、印刷物等を顧客に納品した時点で製品に対して顧客が支配を獲得するため、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益の額は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び割り戻し等を控除した額で測定しております。

②マーケティングプラットフォーム事業

当社グループのマーケティングプラットフォーム事業における主要な履行義務としては、CMに係る広告代理店業務の提供及びCM制作等があります。履行義務を充足する通常の時点は、CMに係る広告代理店業務の提供においては放映時点で役務に対して顧客が支配を獲得しており、また、CM制作においては制作物を顧客に納品した時点で制作物に対して顧客が支配を獲得しているため、当該時点で収益を認識しております。なお、当社が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、収益の額は、顧客との契約において約束された対価で測定しており、重要な変動対価はありません。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却しております。なお、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に全額償却しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号　2022年10月28日)、「包括利益の表示 に関する会計基準」(企業会計基準第25号　2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1．のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	6,680百万円
(内訳)	
株式会社ダンボールワン	3,546百万円
株式会社ハンコヤドットコム	1,405百万円
株式会社エーリンクサービス	653百万円
株式会社ペライチ	494百万円
株式会社ラクスルファクトリー	425百万円
その他	155百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは今後の事業活動により期待される将来の超過収益力として、企業結合により取得した企業の取得原価と、企業結合日の時価により算定された被取得企業の識別可能資産及び負債の純額との差額で算定し、資産として計上しております。

のれんはその効果の及ぶ期間にわたって規則的に償却しており、減損の兆候があると判断した場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて、減損損失の認識の要否を判定しております。

当連結会計年度において、株式会社ダンボールワン・株式会社ハンコヤドットコム・株式会社エーリンクサービス・株式会社ラクスルファクトリーの業績は、営業活動から生ずる損益がプラスであること、また、企業環境等に著しい変化は想定されず将来においても継続してプラスとなることが見込まれていることから、株式取得時に見込んだ超過収益力は毀損しておらず、各社に対するのれんについて減損の兆候はないと判断しております。株式会社ペライチの業績は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっており、減損の兆候があるため、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、帳簿価額を上回っているため、減損損失を認識しておりません。

のれんの評価は事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しており、当該事業計画の主要な仮定は、売上高の成長見通しであります。これらの仮定は見積りの不確実性が高く、将来の企業環境の変化等により、回収可能価額が帳簿価額を下回ることとなった場合には、減損処理が必要となる可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表において、繰延税金資産を694百万円計上しております。

※繰延税金負債と相殺前の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、収益力に基づく将来の課税所得及びタックスプランニング並びに将来加算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に基づき、回収が見込まれる金額を計上しております。

収益力に基づく将来の課税所得は、事業計画を基礎としております。事業計画における主要な仮定は、売上高の成長見通しであります。これらの仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の金額について見直しが必要になった場合には、翌連結会計年度以降において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

該当事項はありません。

(連結損益計算書に関する注記)

キャッシュバック収入

クレジットカードの利用に応じて当社が受ける現金の払い戻しであり、債務の支払いに対し一時に充当されるものであります。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　59,317,575株

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年９月12日 取締役会	普通株式	98百万円	1.7円	2024年７月31日	2024年10月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年９月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	173百万円	3.0円	2025年７月31日	2025年10月24日

3．当連結会計年度の末日における株式引受権に係る株式の数

普通株式　67,700株

4．当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　2,045,903株

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスク又は取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券については、主に事業上の関係を有する企業の株式及び投資事業組合に対する出資金であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は１年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、一部の借入金については、変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

外貨建債権債務については、為替変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、経理規程及び与信管理細則に従い、経営管理統括部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、入金状況を営業部門に随時連絡しております。これにより財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは変動金利による借入金及び社債については定期的に金利の動向を把握し、管理しております。また、外貨建債権債務に係る為替変動リスクは通貨別に区分し、定期的に把握し、管理しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは利益計画に基づき経営管理統括部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2025年７月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合（連結貸借対照表計上額3,134百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません（(注）参照）。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、買掛金ならびに未払金及び未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(＊)	時　　価(＊)	差　　額
投資有価証券	4,648	4,648	－
短期借入金	(3,900)	(3,899)	△0
長期借入金	(11,236)	(11,089)	△146
社債	(2,000)	(1,971)	△28

（＊）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

(注）市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合　　（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,275
投資事業有限責任組合	858

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債　　(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	31	－	4,616	4,648

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債　　(単位：百万円)

区分	時価(*)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
短期借入金	－	(3,899)	－	(3,899)
長期借入金	－	(11,089)	－	(11,089)
社債	－	(1,971)	－	(1,971)

(*) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は主に活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

非上場新株予約権は、市場価格がないため、将来の株価推移を予測するとともに、当該株価推移を前提とした発行会社及び割当先の行動について一定の仮定を設けることにより、割当先が対象新株予約権から得るキャッシュ・フローを求めて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

短期借入金、長期借入金及び社債

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計
	調達プラットフォーム	マーケティングプラットフォーム	計		
印刷・ソリューション領域	23,504	－	23,504	－	23,504
ビジネスサプライ周辺領域	24,705	－	24,705	－	24,705
梱包材領域	9,431	－	9,431	－	9,431
マーケティング領域	－	3,833	3,833	－	3,833
その他領域	－	－	－	475	475
顧客との契約から生じる収益	57,641	3,833	61,474	475	61,950
その他の収益	－	－	－	－	－
外部顧客への売上高	57,641	3,833	61,474	475	61,950

2．収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）　5．会計方針に関する事項　(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3．当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下の通りであります。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、履行義務の充足に伴って取り崩されるものであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
受取手形及び売掛金	6,151百万円
契約負債	
契約負債	603百万円

(2) 残存履行義務に配分する取引価格

当社及び連結子会社では、当連結会計年度末時点において、当初に予想される契約期間が１年を超える契約について重要な影響がないため、記載を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たりの純資産額	249円22銭
１株当たりの当期純利益	46円56銭

株主資本等変動計算書

（2024年８月１日から
2025年７月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計							
				中小企業事業再編投資損失準備金	繰越利益剰余金								
当期首残高	2,798	5,606	5,606	－	4,189	4,189	△1,001	11,592	3,119	3,119	123	1,373	16,209
当期変動額													
中小企業事業再編投資損失準備金の積立	－	－	－	1,121	△1,121	－	－	－	－	－	－	－	－
新株の発行	115	115	115	－	－	－	－	230	－	－	－	－	230
剰余金の配当	－	－	－	－	△98	△98	－	△98	－	－	－	－	△98
当期純利益	－	－	－	－	2,854	2,854	－	2,854	－	－	－	－	2,854
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△700	△700	－	－	－	－	△700
譲渡制限付株式報酬	5	5	5	－	－	－	－	10	－	－	－	－	10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	4	4	△28	68	45
当期変動額合計	120	120	120	1,121	1,633	2,755	△700	2,296	4	4	△28	68	2,341
当期末残高	2,919	5,726	5,726	1,121	5,823	6,945	△1,701	13,889	3,123	3,123	95	1,442	18,551

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法であります。

②その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法であります。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法であります。

(2) 棚卸資産　先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下法）であります。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　定率法によっております。ただし、機械及び装置並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備について定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	８年～18年
機械及び装置	10年～12年
工具、器具及び備品	３年～15年

(2) 無形固定資産　定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

主要な事業の計上基準については以下の通りです。

(調達プラットフォーム事業)

当社の調達プラットフォーム事業における主要な履行義務は、事業領域ごとに以下の通りであります。なお、いずれの事業領域も国内向けの販売であります。

・印刷ソリューション領域　　事業活動に使う紙への印刷物の販売
・ビジネスサプライ周辺領域　　オフィスや店舗で使われるモノに関する印刷物・加工品の販売や付随するサービスの提供
・梱包材領域　　段ボールや紙袋などの梱包材の販売

これらにおける履行義務を充足する通常の時点は、印刷物等を顧客に納品した時点で製品に対して顧客が支配を獲得するため、当該時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益の額は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び割り戻し等を控除した額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから１年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

（会計方針の変更に関する注記）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日）、「包括利益の表示 に関する会計基準」（企業会計基準第25号　2022年10月28日）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日）を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

1．関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

（資産の部）	
関係会社株式	10,846百万円
関係会社短期貸付金	1,954百万円
関係会社長期貸付金	1,622百万円
貸倒引当金	△222百万円
（営業外費用）	
貸倒引当金繰入額	155百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、概ね５年以内での取得価額までの回復可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、減損処理を行うこととしております。また、貸付金は、関係会社の財政状態等に応じて、個別に回収不能見込額を貸倒引当金として計上する方針としております。

当事業年度においては、当社の子会社であるCUSTA SDN.BHD.に係る貸付金の評価について、同社の支払能力、将来の事業計画等を総合的に勘案した結果、回収不能見込額として222百万円を貸倒引当金として計上しております。

実質価額の回復可能性や回収可能性の有無は、各関係会社の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りに依存しており、当該事業計画における主要な仮定は、売上高の成長見通しであります。これらの仮定は見積もりの不確実性が高く、事業計画と実績に乖離が生じた結果見直しが必要となった場合には、関係会社株式評価損や関係会社貸付金に対する貸倒引当金が計上される可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表において、繰延税金資産を433百万円計上しております。

※繰延税金負債と相殺前の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異に対して、収益力に基づく将来の課税所得及びタックスプランニング並びに将来加算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に基づき、回収が見込まれる金額を計上しております。

収益力に基づく将来の課税所得は、事業計画を基礎としております。事業計画における主要な仮定は、売上高の成長見通しであります。これらの仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、将来の課税所得の金額について見直しが必要になった場合には、翌事業年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,042百万円
長期金銭債権	1,622百万円
短期金銭債務	477百万円

2．取締役及び監査役に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	41百万円
長期金銭債権	277百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	292百万円
売上原価	4,486百万円
販売費及び一般管理費	47百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	25百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	1,385,168株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	82百万円
株式報酬費用	468百万円
資産除去債務	5百万円
未払事業税	42百万円
投資有価証券	352百万円
関係会社株式	776百万円
貸倒引当金	70百万円
未払賃料	80百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	1,890百万円
評価性引当額	△1,457百万円
繰延税金資産合計	433百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,382百万円
中小企業事業再編投資損失準備金	516百万円
繰延税金負債合計	1,899百万円
繰延税金負債の純額	△1,465百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

1．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業内容	議決権等の所有（被所有）割合	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ノバセル株式会社	東京都港区	100	広告業	所有 直接 100.0%	資金の貸付	2,950	関係会社短期貸付金	1,300
						資金の回収	2,050	関係会社長期貸付金	1,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	永見世央	被所有 直接 1.6%	当社代表取締役	資金の貸付（注1）	40	流動資産その他	40
				資金の回収（注1）	40		
				資金の貸付（注2）	277	固定資産投資その他の資産その他	277
役員	松本恭攝	被所有 直接 12.6%	当社取締役	新株予約権の権利行使（注3）	11	－	－

（注）1．資金の貸付については、市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

2．本資金貸借取引は、インセンティブパッケージの一環として、対象取締役が当社株式を市場において買付けるための資金として行われたものです。貸付利率は金融機関から借入人が借り入れる金利を勘案して合理的に算定した固定金利1.0%、返済条件は2033年1月31日を弁済期日とする満期一括返済としており、借入人の選択による期限前弁済が可能です。金融機関が借主に貸し付ける利率に変動がある場合は、貸主及び借主の間で協議の上、利率を見直すものとしております。

なお、本資金貸借取引については、取得した当社株式のうち金融機関に担保提供していない部分等の資産が担保として設定されております。また、強制弁済条項が付されており、連続30営業日のうち20営業日以上で、本資金貸借取引により取得した当社株式の平均取得価額から株価が50%超下落し、かつ当社取締役会が必要と判断した場合には、現金またはその他の方法により債務の弁済を要求します。

3．新株予約権の権利行使は、2017年10月27日取締役会決議に基づき付与された第11回有償新株予約権のうち、当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

（収益認識に関する注記）

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）４．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	293円67銭
１株当たり当期純利益	49円18銭